

公益財団法人 ほしのわ

2023 年度 予約奨学生募集要項

1. 趣 旨

ほしのわ奨学金は、熊本県内の高等専門学校（支給時点で4年生以上）、専修学校及び大学に在籍する学生で、工学、情報学、商学、経営学及び経済学に関する分野について学び、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付するものとし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 予約奨学生の応募資格

公益財団法人ほしのわ（以下、財団という）の予約奨学生として応募できる者は、以下の各号に該当する者としてします。

- (1) 熊本県内の高等学校または熊本県が認可した高等学校等に在籍し、2024年3月末に卒業予定の者。^{※1}
- (2) 2024年4月に、財団が別途指定する大学等^{※2}への進学を希望し、学業、人物とも優秀であり勉学に意欲がある者。指定の大学等への入学後、奨学金の給付を確定します。
- (3) 経済的に学業の継続が困難と認められる者。
- (4) 日本国籍を有する者。
- (5) 他の奨学金制度を利用している者、利用予定である者であっても、応募資格を有するものとしてします。

※1 判断に迷われる場合は財団までお問合せください。

※2 進学先の対象学校については、別紙「進学対象学校一覧」をご参照ください。

4. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額 月額 3万円
- (2) 給付する期間 1年間（2024年4月～2025年3月）
- (3) 給付の方法 奨学金は、4カ月毎の一定日に送金するものとしてします。
（本人名義の銀行等の預金口座に送金します。）

5. 予約奨学生の資格が喪失する事由、および奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 2024年4月に財団指定の大学等に入学をしないとき（浪人する場合も含む）
- (2) 3. 予約奨学生の応募資格を失ったとき
- (3) 休学、あるいは長期に欠席するとき
- (4) 退学したとき
- (5) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

- (6) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (7) 奨学金を必要としなくなったとき
- (8) 奨学金給付規程第2条第1項に規定する奨学生としての資格を失ったとき
- (9) 奨学金給付規程第11条、18条、19条に定める責務に特段の理由なく違反したとき
- (10) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

6. 手 続

(1) 必要書類

- ア 願書
- イ 担任の先生の推薦書
- ウ 成績を証明するもの（直近のものをご提出ください）
- エ 住民票（世帯全員が記載されているもの）
- オ 保護者の所得証明書
- カ 個人情報の取扱いに関する同意書
- キ 課題（作文）

※ホームページに掲載している指定書式をご利用ください。

※作文の内容：①奨学金志望理由、②志望校でやりたいこと、③将来の希望、
④高校時代に力を入れたことの4点が含まれた内容で作文を作成ください。

※書式にパソコン等で入力する場合は、MS 明朝、11pt でご入力ください。

※書式に手書きで記載して頂いても結構です。

上記ア、イ、カ、キの書式は財団のホームページ (<https://hoshinowa.or.jp/>) に掲載しています。ご不明な点がございましたら、財団ホームページよりお問い合わせください。
なお、財団ホームページの「よくある質問」もご参照ください。

(2) 提出方法 財団宛郵送のこと。学校ごとに取りまとめてご提出頂いても構いません。

(3) 提出期限 2023年7月10日（月）※財団必着

(4) 提出先（連絡先）

〒860-0805 熊本県熊本市中央区桜町3番10号 SAKURA MACHI Kumamoto 5階
Eggplant KUMAMOTO 桜町総合就職プラットホーム内
公益財団法人ほしのわ 事務局

7. 予約奨学生の決定

- (1) 予約奨学生の決定は、財団の奨学生選考委員会の面接及び選考を経て決定し、その結果を本人及び各学校に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

8. 奨学生の義務

予約奨学生となった方は、財団指定の学校等への合格が決まった場合は、財団に報告をしなければなりません。また、財団指定の学校等への入学後は、入学したことがわかる書類（在学証明書等）を財団宛にご提出ください。証明書類の提出をもって、奨学金の給付が確定します。

(提出書類の詳細は、予約奨学生となった方に別途ご案内いたします)

また、財団の奨学生として正式に採用された際は、財団が開催する奨学生交流会に特別な事情がない限りは出席をしなければなりません。

当財団の奨学金は、奨学生が自分で管理し、自身の勉強と生活のために使わなければなりません。

以上